

京都回復期リハビリテーション病棟協議会

会 則

(総則・名称)

第1条 本会は「京都回復期リハビリテーション病棟協議会」と称する。

(目的)

第2条 本会は京都府下にある回復期リハビリテーション病棟（以下、回復期リハビリ病棟）の質向上をはかり、会員相互の連携を深めることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 回復期リハビリ病棟の質の向上並びに地域社会活動に関する事業
- (2) 回復期リハビリ病棟の関係諸法規等の調査・研究、要望・提言に関する事業
- (3) 回復期リハビリ病棟を有する病院等相互並びに行政及び関係機関との連携協調に関する事業
- (4) 回復期リハビリ病棟を有する病院等の健全経営に関する事業

(事業年度)

第4条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会員資格)

第5条 本会の目的に賛同する京都府内の回復期リハビリテーション病棟を有する民間病院の代表者もしくはそれに準ずる者を原則とする。（ただし、「代表者」とは、開設者又は管理者をいう。）

(入会)

第6条 前条の資格を満たした者のうち、本会に会員として入会しようとする者は、入会申込書を本会会長に提出し、承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、理事会において

別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を本会に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、本会は、総会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) 本会則その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行ったとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由なくして、会費を2年間滞納したとき
- (2) 会員が代表者たる医療施設が廃止されたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 本会を退会し、又は除名若しくは資格喪失となった会員が既に納入した会費、その他抛出金品は返還しない。

(総会の構成と権限)

第12条 総会は、本会員をもって構成され、次の事項について決議する。

- (1) 理事および監事の選任又は解任
- (2) 事業計画・事業報告及び収支予算・収支決算の承認
- (3) 会員の除名
- (4) 会則の変更
- (5) 本会の解散

(総会の開催)

第13条 総会は、毎年1回開催する。

2. 総会の開催は理事会で決定し、会長が招集する。
3. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が総会を招集する。

4. 総会の議長は会長が務める。

(総会の決議)

- 第14条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席会員の議決権の過半数をもっておこなう。ただし、第12条(4)及び(5)の決議においては、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席会員の議決権の3分の2以上の多数をもっておこなう。
2. 総会の議決権は会員1名につき1個とする。
 3. 会員は、委任状により他の会員を代理人として、議決権を行使できる。この場合、総会の出席会員の数に算入する。
 4. やむを得ない事情がある場合は、文書により決議することができる。この場合、総会に出席したものとみなすとともに、第一項による決議をもっておこなう。
 5. 総会の議事については議事録を作成し、議長及び副会長が署名押印する。

(理事及び監事の設置)

- 第15条 本会に次の役員をおく。
- (1) 理事 3名以上9名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
2. 理事のうち1名を会長とする。
 3. 会長以外の理事の中から副会長若干名を選任する。

(理事及び監事の選任)

- 第16条 理事は、会員の施設に所属する者の中から総会の決議によって選任する。
2. 監事は、会員の施設に所属する者の中から総会の決議によって選任する。
 3. 理事は会員施設からは最大で1名までとする。
 4. 監事は会員施設からは最大で1名までとする。
 5. 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第17条 理事は、理事会を構成し、本会の職務を執行する。
2. 会長は本会を代表する。
 3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

- 第18条 監事は、理事の職務の執行の状況及び、事業報告と収支決算書類を監査する。

(理事及び監事の任期)

第19条 理事及び幹事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(理事及び監事の解任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(理事及び監事の報酬)

第21条 理事及び監事は、無報酬とする。

(理事会の構成)

第22条 本会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第23条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 入会申し込みの審査と承認
- (2) 業務執行の決定
- (3) 入会金及び会費の決定
- (4) 総会に付議すべき事項の決定
- (5) 理事の職務の執行の監督
- (6) 会長及び副会長の選定及び解職
- (7) 委員会の設置
- (8) 事業計画・事業報告及び収支予算書・収支決算書の承認

(理事会の招集)

第24条 理事会は会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(理事会の決議)

第25条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 理事会の議事については議事録を作成し、会長及び副会長が署名押印する。

(名誉会長および顧問)

第26条 本会に名誉会長および顧問を置くことができる。

2. 名誉会長および顧問は、本会に功労ある者または学識経験ある者の中から理事会の承認を経て、会長が委嘱する。ただし、その任期は役員の任期と同じとする。
3. 名誉会長ならびに顧問は、会長の諮問に応じて総会、理事会、委員会等に出席し、意見を述べることはできる。ただし、議決に加わることはできない。

(委員会)

第27条 本会の円滑な運営を図るため、理事会の決議により委員会を設置することができる。

2. 委員会の委員は、理事会において承認し、会長が委嘱する。
3. 委員会の任務、構成及び運営に関する必要事項は理事会の決議により定める。
4. 委員は無報酬とする。

(事業計画及び収支予算)

第28条 本会の毎年度の事業計画書及び収支予算書については、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第29条 本会の事業報告及び収支決算書については、毎事業年度終了後、会長が作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(事務所)

第30条 本会は事務所を一般社団法人京都私立病院協会内におく。

2. 会長は、本会の事務を処理させるための事務担当者をおくことができる。

(解散)

第31条 本会が、第12条(5)の定めにより解散した場合に、本会に存した財産は、理事会の決議により定める。

(委任)

第32条 この会則に定めるもののほか、本会則の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

(附則)

1. この会則は、本会の設立の日（令和5年4月15日）から施行する。
2. 本会の設立当初の役員の任期は、第19条の規定に関わらず、令和7年通常総会の終結の時までとする。
3. 本会の設立初年度の事業計画および予算は、第27条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. 本会の設立初年度の事業年度は、第4条の規定にかかわらず、設立の日から令和6年3月31日までとする。